

第四管区海上保安本部公示第 20 号

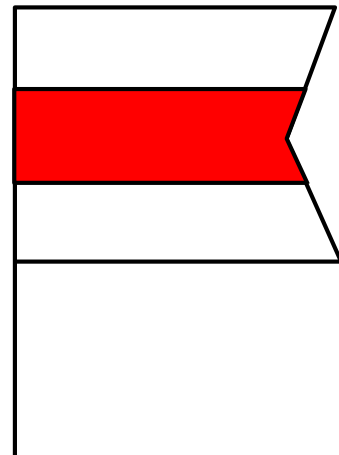
水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 3 年 9 月 1 日

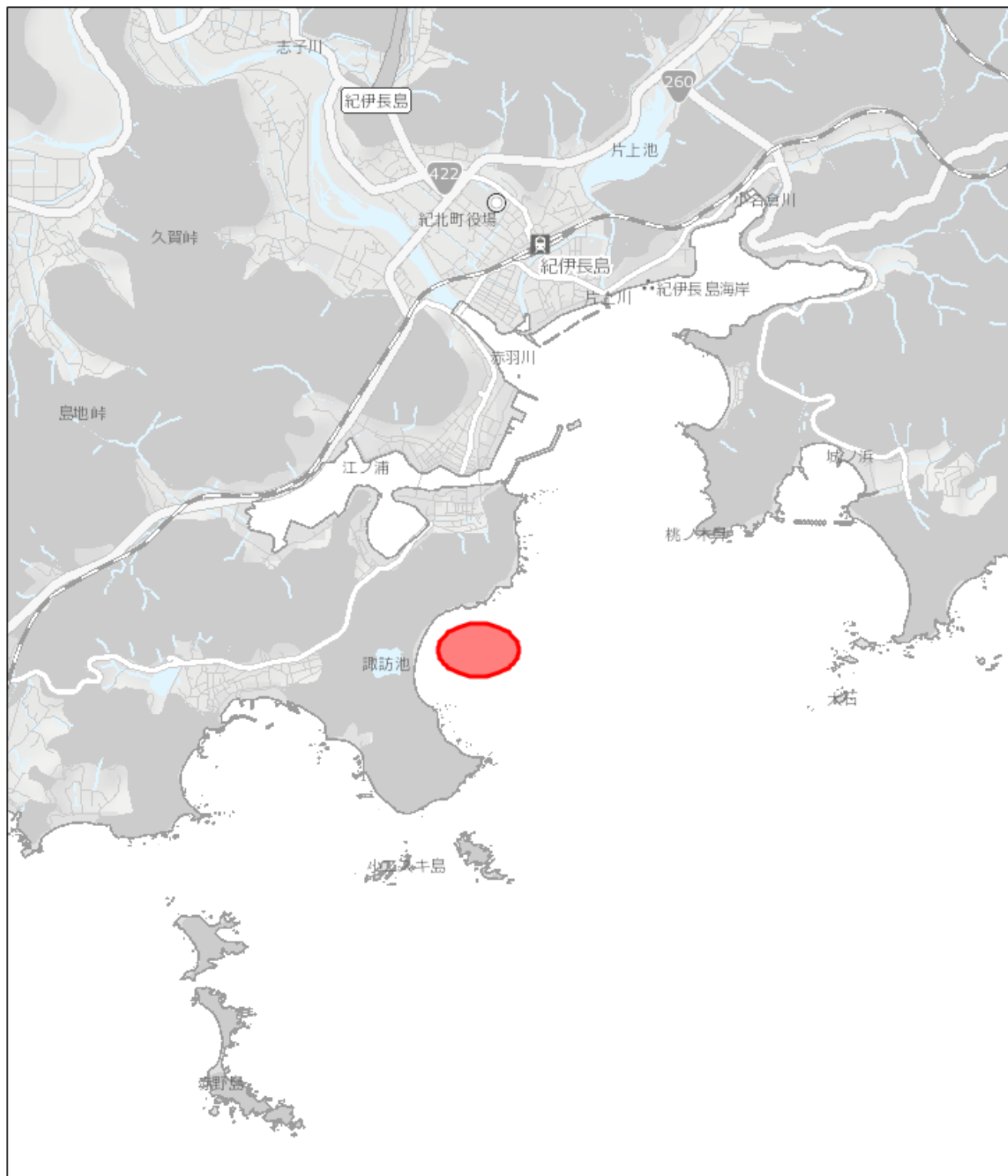
第四管区海上保安本部長

- 1 水路測量を実施する者の名称及び住所
三重県尾鷲農林水産事務所長 伊達 直哉
三重県尾鷲市坂場西町 1 - 1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
別図に示すとおり
令和 3 年 9 月 1 3 日～令和 3 年 1 0 月 2 9 日(うち 1 日間の予定)
- 3 水路測量の実施方法
GNSS による測位、音響測深機による測深

- 4 航行船舶に対する措置
測量船は、水路業務法第 1 7 条に基づき、
水路業務法施行規則(昭和 2 5 年運輸省
令第 5 5 号)第 6 条に定める標識を揚げる。



白
紅
白



調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図